



令和7年度 厚生労働省委託事業

「民間企業における女性活躍促進事業」

持続可能な企業成長のために、
女性が輝く組織づくりを完全無料でサポートします。

受託：株式会社タスクールPlus

なぜ今、女性活躍推進が必要なのか？

時代が求める変革

日本は深刻な労働力不足に直面しています。生産年齢人口の減少が加速する中、企業の持続的成長には多様な人材の活用が不可欠です。

さらに、ESG投資やサプライチェーンにおいて、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）への取り組みが世界的に重視されています。



採用力の強化

「働きやすい企業」としてのブランディングで、優秀な人材を惹きつけます。



イノベーション創出

多様な視点が新商品・サービス開発の原動力となります。



離職率の低下

すべての社員が活躍できる環境整備により、定着率が向上します

「女性のため」の施策は、「すべての社員」が活躍できる強い組織を作ることと同義です。



本事業の目的と全体概要

行動計画の策定支援

1

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を専門家がサポートします。貴社の実情に合わせた実効性の高い計画づくりを実現します。

認定取得の促進

2

「えるばし」「プラチナえるばし」認定取得に向けた申請書類の作成から、認定後の広報活動まで、一貫してサポートします。

本事業の特長

- 費用負担なし**：厚生労働省委託事業のため、コンサルティング費用は一切かかりません
- 専門家による伴走**：経験豊富なアドバイザーが貴社の実情に合わせて個別支援します
- 実践的サポート**：計画策定から実行、定着まで、段階的に支援します



選べる3つの支援メニュー

貴社の状況とニーズに応じて、最適な支援プログラムをご提供します。各メニューは組み合わせることも可能です。



基礎

現状分析・課題抽出支援

自社の数値（採用・継続・管理職比率等）を可視化し、改善すべきポイントを明確にします。データに基づく客観的な分析を実施します。

実行

行動計画の策定・届出支援

法定義務への対応に加え、実効性の高い目標設定をサポートします。労働局への届出手続きも専門家が同行します。

加速

認定取得・定着支援

「えるぼし」認定に向けた申請書類作成や、社内研修の実施により、女性活躍推進の取り組みを加速します。

現状分析と行動計画策定の詳細



01

データ収集

男女別の雇用データ、勤続年数、労働時間、管理職比率などを収集します

03

課題の可視化

自社の「強み」と「弱み」を明確化し、優先課題を整理します

02

現場ヒアリング

人事担当者や現場社員へのインタビューを実施し、定性情報を把握します

04

計画策定

実効性の高い「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ます

データに基づく客観的な分析により、効果的な施策立案が可能になります。

男女の賃金差異の算出方法（概要）

1

公表義務の対象

現在：常時雇用する労働者数301人以上の事業主。

2026年4月1日～（拡大）：常時雇用する労働者数101人以上の事業主。

2

算出の区分

以下の3つの区分ごとに、男性労働者の平均年間賃金に対する女性労働者の平均年間賃金の割合を算出します。

- ・全労働者(正規・非正規の合計)
- ・正規雇用労働者
- ・非正規雇用労働者

3

計算式と公表内容

男性の平均年間賃金を100%とした場合の、女性の平均年間賃金との割合を算出します。

女性労働者の平均年間賃金

$$\text{男女の賃金差異（%）} = \frac{\text{女性労働者の平均年間賃金}}{\text{男性労働者の平均年間賃金}} \times 100$$

この差異を各区分ごとに公表することが求められます。

詳細は、
厚生労働省ホームページの
解説資料をご覧ください。
↓↓↓



「賃金」の範囲：税金や社会保険料が控除される前の賃金(基本給、賞与、各種手当など)を対象とします。
通勤手当等の実費弁償的な性格を持つ手当は除外されます。

1段階目



2段階目



3段階目



えるぼし・プラチナえるぼし認定取得支援

「えるぼし」認定とは、女性活躍推進の取り組みが優良な企業を国が認定する制度です。企業の社会的信用とブランド価値を高める重要な証明となります。

1 要件チェック

5つの評価項目（採用、継続就業、労働時間、管理職比率、多様なキャリア）の充足状況を確認します

2 申請サポート

煩雑な書類作成を専門家がアドバイス。必要書類の準備から提出まで伴走します

3 認定取得

厚生労働大臣による認定を受け、「えるぼし」マークの使用が可能になります

4 PR支援

認定マークを活用した効果的な広報戦略をアドバイスします

採用広報での活用

求人票や採用サイトでの認定マーク掲載

取引先へのアピール

提案書や企業紹介資料での活用

公共調達での優遇

入札における加点評価の獲得

詳細は、
厚生労働省ホームページの
解説資料をご覧ください。





研修・ワークショップの実施

貴社の課題に合わせて、対象別の実践的なプログラムをご提供します。対面またはオンラインでの実施が可能です。



管理職向け研修

アンコンシャス・バイアス払拭研修

- 無意識の偏見を認識し、公平な評価・育成を実践
- 女性部下のキャリア支援とマネジメント手法
- ワークライフバランスを支える組織づくり



女性社員向けワークショップ

キャリアデザイン・リーダーシップ醸成

- 自身のキャリアビジョンの明確化
- リーダーシップスキルの向上
- ロールモデルとの対話セッション



人事担当者向け研修

KPI設定と運用ノウハウ

- 女性活躍推進のKPI設定手法
- 効果測定とPDCAサイクルの回し方
- 他社事例の紹介と成功のポイント

参加企業が得られる3つの特権

企業の社会的信用・ブランド向上

厚生労働省の認定マークにより「優良企業」としての証明を獲得。ESG投資や取引先からの評価向上につながります。



優秀な人材の獲得・定着

就職活動生や中途採用候補者への強力なアピールポイントとなり、採用競争力が大幅に向上します。既存社員の定着率も改善します。



公的優遇措置の活用

公共調達（入札）における加点評価や、日本政策金融公庫による低利融資制度など、具体的なメリットを享受できます。



支援事例

業種・規模を問わず、実践的サポート

企業ごとの課題に寄り添い、実効性の高い女性活躍推進をサポートしています。
「えるぼし」認定取得、管理職候補の育成、働き方改革の実現など、3つの成功事例をご紹介します。

中堅・製造業

「えるぼし」認定取得で女性応募者が
前年比1.5倍に増加

地方・建設/IT業

意識改革により次期主任候補の女性社員3名を確保

小規模・サービス業

有給取得率20%向上、地域での認知度アップを実現

事例1：中堅・製造業

課題

女性応募者が少なく、「女性が働くイメージがない」という先入観を払拭したい。何から始めればよいか分からずの状態でした。

支援内容

- ・採用・継続就業など5項目のデータ化による現状分析
- ・女性リーダー育成に特化した行動計画の策定
- ・「えるぼし（2段階目）」申請書類作成の伴走支援

成果

「えるぼし」認定取得後、女性応募者数が前年比1.5倍に増加。育休復帰後の短時間勤務制度も円滑に運用されるようになりました。

事例2：地方・建設/IT業

課題

女性社員は多いものの、リーダー職の打診に「自信がない」と辞退されるケースが続出。男性管理職にも無意識のバイアスがありました。

支援内容

- ・外部講師によるマインドセット研修の実施
- ・管理職向けアンコンシャス・バイアス解消ワークショップ
- ・他部署の先輩社員によるメンター制度の構築

成果

研修後、女性社員3名が次期主任候補への推薦を快諾。「誰にとっても働きやすい職場」という共通認識が生まれ、男性の育休取得も促進されました。

事例3：小規模・サービス業

課題

従業員100人以下で法定義務はないものの、将来的な成長のために今から体制整備が必要。業務の属人化が課題でした。

支援内容

- ・業務マニュアル整備と多能工化の推進
- ・「プラチナえるぼし」水準を意識した行動計画の策定
- ・柔軟な働き方を支えるクラウドツールの選定支援

成果

有給休暇取得率が20%向上。地元メディアの取材を受け、地域での認知度が向上。県外からの新卒応募も獲得しました。

企業の経営者・人事担当者の皆様へ

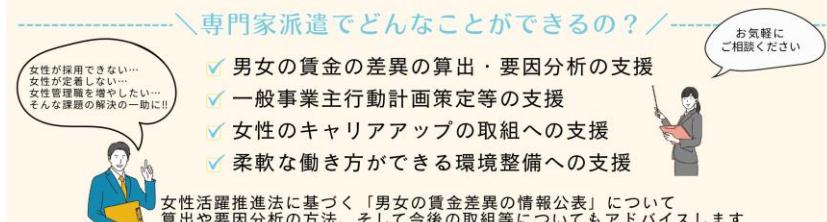
支援
無料

専門家派遣のご案内

女性がもっと活躍できる企業にするために
中小企業事業主の皆さんを支援します



女性が活躍できる職場づくりに向けて、
専門家を派遣し、コンサルティングを行います



訪問・オンラインによるサポート等を行います

申込方法 専用ホームページのエントリーフォームからお申込みください
<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

本事業は厚生労働省より株式会社タスクールPlusが受託し、運営しています。



オンラインや訪問によるコンサルティングをご利用下さい

対象
企業

- 原則として中小企業主
- 男女の賃金の差異の情報公表や要因分析について専門家の助言を希望する企業
- 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるほし認定・プラチナえるほし認定の取得を検討している企業
- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等の課題を抱えている企業

支援の
流れ

- 1 申込み 専用HPより申込
- 2 日程調整 アドバイザーからご連絡を行います
- 3 1回目支援 状況や課題の把握、助言を行います
- 4 2回目支援 1回目支援のフォローを行います

具体的な
支援内容

男女の賃金の差異の情報公表にかかる支援

男女の賃金の差異の情報公表・要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

行動計画策定支援

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

課題解決支援

認定取得（えるほし・プラチナえるほし）に係る内容や諸手続き等について支援します。

えるほし認定取得に係る支援

男女の賃金の差異の情報公表・要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

申込
方法

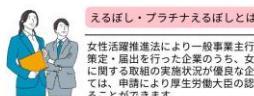
詳細・お申込みはホームページにアクセスしてください。

※ 二次元バーコードを読み取っていただくと簡単にアクセスできます

その他、支援の詳細はホームページをご覧ください。<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

一般事業主行動計画策定・届出や「えるほし」認定を取得するとこんなメリットが期待できます

- ◆ 優秀な人材の確保
- ◆ 企業イメージの向上
- ◆ 公共調達における優遇措置
- ◆ 日本政策金融公庫の融資制度

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。 [女性活躍推進法特集ページ](#)

女性活躍推進法のポイント

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析・行動計画の策定・社内周知、公表が義務となっています。常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、自社の男女間賃金差異の情報公表が義務づけられています。



「男女間賃金差異分析ツール」を活用して、男女の賃金の差異の要因を分析し、女性の活躍推進に取り組みましょう。

「何から手をつけていいかわからない」という段階でも問題ありません。まずは個別無料相談からお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込み ➡ 女性活躍推進事業事務局運営窓口

電話番号 03-6206-7072 ウェブサイト <https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

貴社の未来を、女性の力で。持続可能な成長と、すべての社員が活躍できる組織づくりを、専門家チームが完全無料で支援いたします。

女性が活躍できる職場づくりのため 中小企業事業主の皆さんを支援しています

女性がもっと活躍できる職場づくりを進める事業主・人事労務担当者のみなさまを個別の相談・コンサルティングやセミナー等で応援しています。



メニュー 事業主・人事労務担当者向け

- 個別コンサルティングによる支援
- アンコンシャス・バイアス解消に向けたセミナー（配信）
- 男女賃金差異分析の支援

※大学生等への学生向け出前講座も実施します。
大学生等を対象に、キャリア開発に役立つセミナーを無料で開催します。
大学等のキャリアセンターのご依頼をお待ちしています。
お気軽にお問い合わせください。

詳しくは事業ホームページ
をご確認ください



<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

「女性活躍推進事務局」
運営窓口

本事業は厚生労働省より株式会社タスクールPlusが受託し運営しています。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 石井ビル4F

TEL 03-6206-7072 (平日9:00-17:00)

Email joseikatsuyaku@task-school.com

アドバイザーによる、コンサルティング支援をしています！

あなたの企業の女性活躍を促進するために

アドバイザーがきめ細やかに支援します！



女性活躍推進法のポイント

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、行動計画の策定、社内周知、公表が義務となっています。常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、自社の男女間賃金差異の情報公表が義務づけられています。

【注】・アドバイザーによる支援は原則として中小企業事業主対象

・1社につき原則2回まで、企業訪問またはオンラインにて実施します。

詳細はホームページからご確認ください

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>



アンコンシャス・バイアス解消に向けたセミナーを開催します！

アンコンシャス・バイアス とは...

無意識に持っている物事の捉え方の偏りや思い込みのことを指します。

性別や年齢に基づく先入観が、職場での成長の可能性や扱いに影響を与えることがあります。女性活躍を促進するためにアンコンシャス・バイアスについて学び、アンコンシャス・バイアスを解消するための取組を理解し、より公平で多様性のある職場を目指しましょう。

男性なのに育休をとるとは、仕事にやる気がないのか
女性に管理職をさせるのは可哀想

女性は家庭責任があるから残業や出張はさせない



研修動画をホームページで公開しています。
オンラインセミナーも開催予定です。

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

[女性活躍推進法特集ページ](#)

「何から手をつけていいかわからない」という段階でも問題ありません。まずは個別無料相談からお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込み → **女性活躍推進事業事務局運営窓口**

電話番号 03-6206-7072 ウェブサイト <https://jyoseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

貴社の未来を、女性の力で。持続可能な成長と、すべての社員が活躍できる組織づくりを、専門家チームが完全無料で支援いたします。